

# 矢崎厚生年金基金制度を設立

## 2月1日に正式スタート

### 年金受取総額八三四六万円に

高齢者世帯所得に占める子からの仕送り比率は三割という。かつては現役時代に子供を育て、老後は成人した子供に生活の面倒をみてもらったが、現代では子供が親元に仕送る姿はほとんど消えた。代わって公的な年金制度からの収入が半分以上と、お年寄りの生活を支える大黒柱となっている。

### 創立50周年を記念して

高齢化が、世界に例をみないほどの早さで進み、今や人生八〇年の時代となった。21世紀前半には、四人に一人が六五才以上者、一人が六〇才以上者、一人が五〇才以上者、一人が四〇才以上者という本格的な高齢化社会を迎えるに至り、定年退職後の老後生活を安定させることは重大な課題である。矢崎・創立五〇周年を記念



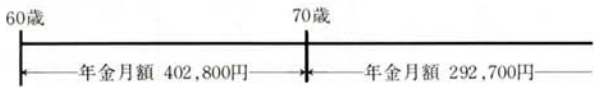
し、豊かな老後を送るための年金の充実を図るため「矢崎厚生年金基金制度」を設立することになり、従業員八〇〇名の同意を得て2月1日、正式にスタートをきった。同基金が設立されると、現在まで加入していた厚生年金保険と比較して、大幅に年金の給付額がアップされる。

## 年金受取額比較

【例：18歳入社、42年勤続、60歳定年退職、平均寿命80歳のモデル計算】(円)

	国から	基金から	退職年金	年金受取額	
				月額	総額
基金設立後	117,000	263,300	22,500	402,800	83,460,000
現行	222,900	-	110,800	333,700	66,792,000
差額	-105,900	+263,300	-88,300	+69,100	+16,668,000

※尚、基金から支給される年金は、老後のライフサイクルに合わせて、60歳から10年間は、特に厚みをつけてあります。



## 従業員掛金負担額

標準報酬月額	基金設立後				
	国へ	基本部分	上積み分	計	
150,000	10,875	8,475	2,400	1,350	12,225
200,000	14,500	11,300	3,200	1,800	16,300
240,000	17,400	13,560	3,840	2,160	19,560
300,000	21,750	16,950	4,800	2,700	24,450
410,000	29,725	23,165	6,560	3,690	33,415

## 厚生年金基金とは

厚生年金基金制度は昭和41年10月1日から施行された特別法で、事業主と従業員により組織されたものである。基金の設立数は平成2年3月現在で約一五〇〇に達しようとしている。加入者は九二四万人に達している。基金加入者には基金より年金支給が行われるわけだが、支給されるのは老後の年金のうちの報酬比例部分の年金である。これを受給者のほうからみると、基金加入期間の報酬比例部分の年金は基金から支給されるが、定額部分の年金や加給年金、それに基金に加入しなかつた期間の報酬比例部分の年金は、国のほうから支給されることになる。このほか、基金は、一時金たる給付を行うこともできる。

なお、基金が徴収した積立金については信託会社、または生命保険会社が委託管理をすることになっている。報酬比例部分の年金は、在職中の給料(正確には標準報酬月額)と加入年数によって年金額を算出する。平均標準報酬月額×一〇〇〇分の一〇・七・五×被保険者月数×スライド率で年額を計算する。



## 沼セに事務局を設置 年金相談に応じます

矢崎の厚生年金制度である厚生年金保険の一部(報酬比例部分)を国の認可を受け、代行するもので、企業独自の掛金を上積みして、厚生年金保険より手厚い給付を行うために創設された。この基金は、健康保険組合や協同組合と同じで、法に基づく特別な法人である。沼津センターの三階に事務局が設けられ、専任の職員が事務を行っており、年金相談等にも応じているので、年金のことわからないことがあったら、お気軽にご利用下さい。(矢崎 厚生年金基金/安間利夫)

加入者は、男女ともに〇・九割の負担増となる。基金の負担率は男子二・五割、女子二・四割であるから、男子は従来の七・二五割であったものが、今後は国へ五・六五割、基金へ二・五割、あわせて八・一五割となり、差し引き〇・九割の増。また、女子は従来の七・一五割であったものが、今後は国へ五・六五割、基金へ二・四割、あわせて八・〇五割で、差し引き〇・九割増になる。

矢崎の厚生年金基金は、公的年金制度である厚生年金保険の一部(報酬比例部分)を国の認可を受け、代行するもので、企業独自の掛金を上積みして、厚生年金保険より手厚い給付を行うために創設された。この基金は、健康保険組合や協同組合と同じで、法に基づく特別な法人である。沼津センターの三階に事務局が設けられ、専任の職員が事務を行っており、年金相談等にも応じているので、年金のことわからないことがあったら、お気軽にご利用下さい。(矢崎 厚生年金基金/安間利夫)

各個人の標準報酬の決め方は、通常、5月、6月、7月に支払われる三ヶ月の

給料の平均をとって、その人の標準報酬とする。その際、給料のなかには交通費

などの諸手当を含むが、一ナスは除く。